資料No.3

パブリック・コメント制度による

# 「富士市歯科口腔保健の推進に関する条例（案）」

に対する意見募集について

● 意見募集期間　　令和8年12月1日（火）から令和9年1月4日（月）まで

● 意見の提出方法

| | |
|---|---|
| 直接の場合 | 富士市フィランセ西館1階<br>健康政策課へ |
| 郵送の場合 | 〒４１６－８５５８<br>富士市本市場４３２－１<br>富士市保健部健康政策課あて |
| ＦＡＸの場合 | ０５４５－６４－７１７２ |
| Eメールの場合 | ho-kenkou@div.city.fuji.shizuoka.jp |
| 市ウェブサイト | パブリック・コメントコーナーから<br>専用フォームへ |

● 意見の記載方法　　様式は問いませんが、案件名「富士市歯科口腔保健の推進に関する条例（案）」、意見、住所、氏名、電話番号を明記してください。

令和８年１２月

富士市 保健部 健康政策課

# 富士市歯科口腔保健の推進に関する条例の制定について

保健部健康政策課

## １　制定の背景

歯と口の健康は、食べる・話すといった基本的な機能を支えるだけでなく、心身の健康の保持増進や生活の質の向上に大きく関わっており、日本人の平均寿命が延び続ける中で、できるだけ自立して健康的に過ごせる期間を伸ばすことが重要であり、そのためには口腔機能の維持が欠かせないものとなっている。

こうした状況を踏まえ、歯科口腔保健は個人だけでなく、歯科医療等関係者、保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育等の関係者など社会全体で支える必要がある。

## ２　制度の目的

これまで、市の歯科口腔保健については、歯科口腔保健法（歯科口腔保健の推進に関する法律（平成２３年法律第９５号））や県条例（静岡県民の歯や口の健康づくり条例平成２１年静岡県条例第７５号）に基づき、健康増進計画である健康ふじ２１計画Ⅲ（令和４年度から令和８年度まで）において、「生活習慣病予防を見据えた歯周病対策とオーラルフレイル対策の推進」として取組を推進している。

令和９年度から進める次期健康増進計画においては、歯科口腔保健についてより実効性を高めるため、健康増進計画と整合性を図りながら、個別計画として歯科口腔保健計画を策定し、全てのライフステージへの取組を中心とし、災害時の対応を含め、歯科口腔保健を推進していくこととしている。

これを契機とし、本市における歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の果たすべき責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、生涯にわたる市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的として、富士市歯科口腔保健の推進に関する条例を定める。

## ３　策定スケジュール

令和８年度

| | |
|---|---|
| ６月 | 歯科医師会への意見聴取 |
| ８月 | 例規審査委員会 |
| １１月 | 福祉保健員会協議会 |
| １２月～令和９年１月 | パブリックコメント制度による市民の意見募集 |
| １月 | 例規審査委員会 |
| ２月 | 富士市議会２月定例会に上程 |

## ４　施行期日

令和９年４月１日

（目的）

第１条　この条例は、歯及び口腔の健康が、全身の健康を保持し、及び増進し、並びに健康寿命の延伸に重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成２３年法律第９５号）の趣旨を踏まえ、本市における歯科口腔保健の推進に関し基本理念を定め、市、市民、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の果たすべき責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、生涯にわたる市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

【解説】

本市における歯科口腔保健の推進の基本的方向を明確にするため、条例制定の目的を規定するものである。

歯と口腔の健康が全身の健康や健康寿命の延伸に密接に関係することを踏まえ、市が関連施策を体系的かつ計画的に進める必要性を整理している。

また、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成２３年法律第９５号）の趣旨を踏まえながら、地域特性に応じた施策の展開を図ることを意図し、条例全体の基本的な位置付けを明らかにしている。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　歯科口腔保健　歯科疾患の予防等による歯及び口腔の健康の保持及び増進並びに咀嚼、嚥下等の歯及び口腔の機能の維持及び向上をいう。

⑵　歯科医療等関係者　歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織される団体をいう。

⑶　保健医療等関係者　保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等の分野において歯科口腔保健の推進に関連する業務を行う者（歯科医療等関係者を除く。）及びこれらの者で組織される団体をいう。

【解説】

本条例において用いる主要な用語を明確化することにより、施策の対象となる範囲や関係主体の役割分担を明確にすることを目的としている。

歯科口腔保健の定義のほか、関係者の範囲について、歯科分野に直接従事する者とその他の関連分野に従事する者とを区分し、施策の策定及び実施における位置付けを示している。

これにより、条例の運用における混乱を避け、関係者が担う役割を明確にする効果がある。

（基本理念）

第３条　歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

⑴　市民が生涯にわたり日常生活において、歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

⑵　乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

⑶　保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

【解説】

本市が歯科口腔保健の推進に関する施策を進める上での基本理念を示すものである。

市民自らが主体的に健康づくりに取り組むことを促すとともに、行政施策としては、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育などの関連分野と有機的に連携し、総合的かつ効果的に施策を展開すべきであることを示している。生涯を通じた予防の視点と早期発見及び早期治療を重視することで、地域全体の健康水準の向上を図る考え方を整理した規定である。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

２　市は、基本理念にのっとり、歯科医療等関係者、保健医療等関係者等と連携し、及び協力して歯科口腔保健を推進するものとする。

【解説】

歯科口腔保健の推進に関し、市が果たすべき役割と責務を定めている。基本理念に基づき、市が主体となって施策を総合的に策定・実施することを明確にするとともに、歯科医療等関係者、保健医療等関係者等の連携を適切に確保しながら、地域の状況に応じた施策展開を図るべきであることを規定している。

（市民の役割）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健に関する知識及び理解を深め、生涯にわたり自らの歯科口腔保健に積極的に取り組むとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。以下「歯科検診」という。）を受けるよう努めるものとする。

【解説】
市民が自身の歯と口腔の健康保持増進に主体的に関与すべき立場であることを示し、健康づくりに関する知識の習得・理解の促進、日常での実践、さらには定期的な歯科検診の受診など、具体的な行動につなげることを求めている。
市民一人一人が生涯を通じて健康管理に取り組むことにより、地域全体の歯科口腔保健水準の向上にもつながることとなる。

（歯科医療等関係者の責務）
第６条　歯科医療等関係者は、基本理念にのっとり、相互に、及び保健医療等関係者と連携して、かかりつけ歯科医の役割、学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）に規定する学校歯科医の役割等に応じて、良質かつ適切な歯科医療業務を行うほか、歯科口腔保健に関する知識の普及啓発その他の歯科口腔保健の推進に資する取組を行うものとする。
２　歯科医療等関係者は、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するものとする。

【解説】
歯科医療等関係者について、その専門的立場から質の高い歯科医療の提供を行うとともに、関連分野との連携を図りながら地域の歯科口腔保健の推進に努めるべき責務を規定している。
さらに、市が実施する施策に協力することを求め、行政と専門職が協働して地域の歯科保健を支える体制を構築することを意図している。地域の専門的資源としての役割を強く位置付けた規定である。

（保健医療等関係者の役割）
第７条　保健医療等関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において市民の歯科口腔保健を推進するよう努めるとともに、市が行う歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】
保健、医療、福祉、労働衛生、教育など、歯科以外の関連分野に関わる者が、歯と口腔の健康づくりに寄与する立場にあることを示すものである。実施する事業や活動と連携を図り、互いに協力しながら市民の健康づくりを支えていくことを求めている。多分野協働による地域包括的な健康づくりの推進を意図した規定である。

（歯科口腔保健計画の策定等）
第８条　市長は、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、歯科口腔保健計画を定めるものとする。
２　市長は、歯科口腔保健計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、富士市附属機関設置条例（平成３０年富士市条例第７号）第２条第１項に規定する富士市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）に諮るものとする。
３　市長は、歯科口腔保健計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
４　前２項の規定は、歯科口腔保健計画の変更について準用する。
５　市長は、歯科口腔保健計画の実施状況について評価するため、協議会に諮るものとする。

【解説】
市が歯科口腔保健に関する施策を計画的に推進するため、歯科口腔保健計画を策定することを義務付けるものである。
計画の策定に当たっては、市民の意見を聴くとともに、富士市健康づくり推進協議会に諮問することで、多様な主体の意見を施策に反映させる仕組みを構築し、歯科口腔保健計画を策定したときは、速やかにこれを公表することを規定している。
また、歯科口腔保健計画を変更するときも、同様の手続を取ることを規定するほか、歯科口腔保健計画の実施状況を評価するため、富士市健康づくり推進協議会に諮ることにより、施策の評価・改善を継続的に行う体制を確保している。

（歯科検診の受診等の勧奨等）
第９条　市は、市民が定期的に歯科検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けることを促進するために、これらの勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

【解説】
市が市民に対し、定期的な歯科検診及び必要な歯科保健指導を受けることを積極的に促すため、勧奨に関する施策を実施することを規定している。
歯科疾患の早期発見及び早期対応を進め、疾病重症化の予防を図る観点から、市による歯科検診の受診等の勧奨等は重要であり、その役割を明確にしたものである。

（特別の配慮を要する者の受診の促進）
第１０条　市は、障害者、介護を必要とする者その他の歯科口腔保健の推進に関し特別の配慮を要する者であって、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けること又は歯科医療を受けることが困難なものが、これらを受けることができるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

【解説】
障害者や要介護者など、歯科検診や歯科医療を受けることが困難な者に対し、市が必要な支援施策を講ずることを定めている。対象者の特性に応じ、受診機会の確保や支援体制の整備など、適切なサービス提供が行われるよう取り組む必要があることを示した規定である。

（歯科口腔保健への悪影響の防止）
第１１条　市は、喫煙、生活習慣病等が歯科口腔保健に影響を及ぼすことに鑑み、歯科口腔保健への悪影響を防止するために必要な施策を講ずるものとする。

【解説】
喫煙、生活習慣病等が、歯科口腔保健に悪影響を与える要因を防ぐため、市が必要な施策を講ずることを定めている。

（災害対策の推進）
第１２条　市は、災害発生時における口腔衛生の確保及び健康被害の予防を図るため、平時からの備えを含めた災害対策に係る施策を講ずるものとする。

【解説】
災害時において口腔衛生が損なわれることにより健康被害が生じることを踏まえ、市が平時からの備えを含めた必要な施策を講ずることを規定している。避難所での口腔ケア体制の確保、健康支援マニュアルの整備など、平時からの準備が重要であることを示した規定である。

（知識等の普及啓発等）
第１３条　市は、歯科口腔保健の推進に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発その他歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるために必要な施策を講ずるものとする。

【解説】
市が市民に対して歯科口腔保健に関する知識の普及及び予防に関する取組の啓発を行い、健康づくりへの意欲を向上させる施策を講ずることを定めている。広報活動、啓発事業、教育的取組など、様々な手段を活用することを想定した規定である。

（財政上の措置）
第１４条　市は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるものとする。

【解説】
条例に基づく施策を推進するため、市が必要な財政措置を講じることを明記している。施策の継続的な実施や体制整備に必要な経費を安定的に確保するための規定である。

（委任）
第１５条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【解説】
条例の施行に必要な事項について、市長が定めることを規定し、具体的な手続や実施細目を必要に応じて定めることとする委任規定である。

附　則
この条例は、令和９年４月１日から施行する。

【解説】
条例の施行期日について、令和９年４月１日から施行することを定める規定である。

富士市歯科口腔保健の推進に関する条例

（令和　　年　　月　　日<br>条例第　　号）

（目的）

第１条　この条例は、歯及び口腔（くう）の健康が、全身の健康を保持し、及び増進し、並びに健康寿命の延伸に重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成２３年法律第９５号）の趣旨を踏まえ、本市における歯科口腔保健の推進に関し基本理念を定め、市、市民、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者の果たすべき責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、生涯にわたる市民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　歯科口腔保健　歯科疾患の予防等による歯及び口腔の健康の保持及び増進並びに咀嚼（そしゃく）、嚥下（えん）等の歯及び口腔の機能の維持及び向上をいう。

⑵　歯科医療等関係者　歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者及びこれらの者で組織される団体をいう。

⑶　保健医療等関係者　保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等の分野において歯科口腔保健の推進に関連する業務を行う者（歯科医療等関係者を除く。）及びこれらの者で組織される団体をいう。

（基本理念）

第３条　歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

⑴　市民が生涯にわたり日常生活において、歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

⑵　乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

⑶　保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

（市の責務）

第４条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の

推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

２　市は、基本理念にのっとり、歯科医療等関係者、保健医療等関係者等と連携し、及び協力して歯科口腔保健を推進するものとする。

（市民の役割）

第５条　市民は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健に関する知識及び理解を深め、生涯にわたり自らの歯科口腔保健に積極的に取り組むとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。以下「歯科検診」という。）を受けるよう努めるものとする。

（歯科医療等関係者の責務）

第６条　歯科医療等関係者は、基本理念にのっとり、相互に、及び保健医療等関係者と連携して、かかりつけ歯科医の役割、学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）に規定する学校歯科医の役割等に応じて、良質かつ適切な歯科医療業務を行うほか、歯科口腔保健に関する知識の普及啓発その他の歯科口腔保健の推進に資する取組を行うものとする。

２　歯科医療等関係者は、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するものとする。

（保健医療等関係者の役割）

第７条　保健医療等関係者は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において市民の歯科口腔保健を推進するよう努めるとともに、市が行う歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（歯科口腔保健計画の策定等）

第８条　市長は、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、歯科口腔保健計画を定めるものとする。

２　市長は、歯科口腔保健計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、富士市附属機関設置条例（平成３０年富士市条例第７号）第２条第１項に規定する富士市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）に諮るものとする。

３　市長は、歯科口腔保健計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

４　前２項の規定は、歯科口腔保健計画の変更について準用する。

５　市長は、歯科口腔保健計画の実施状況について評価するため、協議会に諮るものとする。

（歯科検診の受診等の勧奨等）

第９条　市は、市民が定期的に歯科検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けることを促進するために、これらの勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

（特別の配慮を要する者の受診の促進）

第１０条　市は、障害者、介護を必要とする者その他の歯科口腔保健の推進に関し特別の配慮を要する者であって、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けること又は歯科医療を受けることが困難なものが、これらを受けることができるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

（歯科口腔保健への悪影響の防止）

第１１条　市は、喫煙、生活習慣病等が歯科口腔保健に影響を及ぼすことに鑑み、歯科口腔保健への悪影響を防止するために必要な施策を講ずるものとする。

（災害対策の推進）

第１２条　市は、災害発生時における口腔衛生の確保及び健康被害の予防を図るため、平時からの備えを含めた災害対策に係る施策を講ずるものとする。

（知識等の普及啓発等）

第１３条　市は、歯科口腔保健の推進に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発その他歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるために必要な施策を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第１４条　市は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるものとする。

（委任）

第１５条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。